

福島県弁護士会浪江町民支援事業の内容のご説明

浪 江 町
福島県弁護士会

【支援事業の内容】 ※損害賠償支援事業のパンフレットをご覧ください

事業内容のポイント①

この支援事業は、病気や高齢の為に損害賠償請求をする事が出来ない状況にある、又は、請求済みであっても、十分な賠償を受ける事が出来ない浪江町民の損害賠償請求の支援をするために、浪江町と福島県弁護士会で協議を重ね、連携して事業を進めているものです。

事業内容のポイント②

この支援事業は、弁護団を組んで集団で申し立てを行うというものではありません。福島県弁護士会に所属する弁護士が、浪江町民1世帯ごとの損害賠償請求を支援する内容となっています。

なぜなら、損害の中身は人それぞれ違うため、集団として一定の条件で請求する場合、事情により請求出来る人、請求出来ない人が出てしまうためです。

事業内容のポイント③

東電への損害賠償手続きには、現時点では3つの方法があります。具体的には、①東電への直接請求、②原子力紛争解決センター（以下 ADR）への和解申立て、③訴訟の方法があります。この支援事業では、そのうち、①と②の手続きについての支援を受けることができます。

③の訴訟については、解決までに多くの時間と費用がかかってしまうため、今回の支援事業では、①、②の取り組みを支援いたします。

具体的な支援の内容は、

1. 損害賠償についての弁護士との相談（面談式） ※3回まで相談無料
2. 直接請求、又は、ADRを利用した弁護士依頼による請求手続きの依頼 ※有料

となります。

2. について、どの方法で損害賠償したらいいか判断できない場合には、1. の弁護士との相談で話し合いをしながら一番有効な手続きを選んでいくこともできます。

また、1. のみ利用することも出来ます。

《事業参加にあたっての注意点》

この支援事業に申し込みをしたからと言って、すぐに弁護士を依頼する（料金が発生する）事にはなりません。 弁護士との相談については、3回まで無料です ことができますので、その相談の中で、弁護士を依頼するかどうかを決める事が出来ます。

必ず弁護士に依頼しなくてはならないというものではないので、とりあえず自分で請求したいが、請求にあたって弁護士の助言を受けたい場合でもこの事業の利用をご検討下さい。

最終的に、弁護士に損害賠償請求手続きを依頼すると決めた時点で、弁護士費用が発生する事となります。

この支援事業で担当した弁護士に手続きを依頼する場合は、弁護士費用が発生します。費用の具体例についてはパンレットの裏面に記載しております。

弁護士費用については、一般的に下記の3つの費用があります。

1. 着手金 弁護士を依頼するにあたってのお金
2. 実費 手続きをするのに必要となる費用（郵送代等）
3. 報酬金 実際に賠償金を得た場合に報酬として発生する報酬

事業内容のポイント④

この支援事業では、法テラスという法律扶助制度（※注2）の利用をし、賠償金が入金になってから弁護士費用の支払が出来るようにしています。

※注2 扶助制度とありますが、法テラスが費用を一時立て替えしてもらっているだけなので、最終的には弁護士費用は法テラスに返済しなければなりません。

しかし、弁護士費用については、原発事故に原因があるという理由が成り立つため、弁護士を立てて和解センターに申立てしている場合は、事例にもよりますが、賠償金の2～3%分を弁護士費用分として上乗せして請求し、和解が成立している例もあります。

事業内容のポイント⑤

この事業は、未請求の町民だけでなく、既に賠償請求をしている町民の方も参加出来ることとしております。その場合、どのような請求が出来るか（メリットがあるかどうか）については、個人の状況により異なるので、弁護士との相談の中で支援事業を利用するのか判断して行くこととなります。

【事業の流れ】 ※損害賠償支援事業のパンフレットをご覧ください

支援事業を申し込む場合は、資料に記載してある浪江町役場 産業・賠償対策課の受付番号に電話して申し込むこととなります。

申し込みをすると、後日、福島県弁護士会の支援センターより連絡があり、担当する弁護士が紹介されます。担当弁護士の事務所に連絡をし、相談の日時を決定することとなります。

日程が決まり、実際に相談に向かう際には、（添付した）質問票に必要内容を記載してお持ち下さい。質問票に書いておくと、弁護士が皆さまの状況の把握が確認し易くなり、相談がスムーズに進みます。また、その際には関連する資料等も併せてご用意下さい。

これまでの経緯や、資料が整理されれば、具体的にどのような手続きで賠償請求をしていくかについて決めていくこととなります。

繰り返しになりますが、この相談については、3回までは無料で受けることができます。3回の相談を経て、弁護士に依頼する場合は、委任契約を結んで正式に代理人にして東電に対する賠償請求を行う事となります。

この時点で弁護士費用が発生します。

【質問票の記載方法】 ※損害賠償支援事業の質問票をご覧ください

この質問票は、弁護士と相談する際に、担当する弁護士が皆さんのこれまでの状況を把握するための参考資料として使うもので、これで直接東京電力に請求するというものではありません。

弁護士が相談を受ける際に、この質問票があれば、話を円滑に進めることが出来るようになるので、できるだけ家族1人につき1枚を使って記載して下さい。

もし、避難の状況が同じであれば、『家族の(〇〇〇〇)と同じ』という欄もあり、重複して記載する必要のないよう作成された簡素な様式となっておりますので、記載例などを参考に記入して下さい。

また、質問票に記載しきれない場合には、ノートなどにメモ程度でいいのでまとめてきて下さい。

なお、質問票記入の際の注意点は以下のとおりです。

質問1 避難について 【表面】

避難場所や、避難の回数によっては、精神的損害の増額の理由となるので、出来るだけ詳しく記載して下さい。

質問2 一時立入について 【以下裏面】

立入の経路、移動方法が同じであれば、1つの枠に複数の日付けを書いてまとめて記載下さい。

質問3 事故のため必要となった経費について

領収書が無いと請求が難しい状況もあるため、例えば、スタットレスタイヤの購入の領収書など、出来るだけまとめておいて下さい（もし可能ならば、日付け順に領収書をまとめておいて下さい）。

質問4 事故前のお仕事について

職業に就いていたならば、それを証拠する書類（前年の源泉徴収票が必要となっている場合が多いです）があれば整理しておいて下さい。

質問5 避難している間の状況について

この質問の選択肢には、精神的慰謝料の増額の根拠として認められたものを挙げています。これらの項目に当てはまる場合は必ずチェックして下さい。その際に、可能であれば細かい事情も併せて自由記載欄にご記入下さい。

避難された実際の皆さんのご苦勞を積極的に主張する事が必要です。

【区域分けに伴う賠償（財物賠償）について】

今回の支援事業の質問票の設問では、財産損害についての記載の項目はありませんが、財物の賠償請求については担当弁護士に個別に相談していただき、請求時期や請求方法について決めて頂ければと考えております。

【浪江町からのお知らせ】

※東京電力から回答が得られた一度のみ賠償される品目をご覧ください

東京電力への直接請求において、その他の品目で避難により必要となった生活用品等の購入は賠償することとしていますが、実際に、どのような品目が賠償されるか分からないために請求する事が出来ないと言った相談・苦情等が多くありました。

そのため、浪江町では具体的な品目名を挙げた上で、東京電力に対して、賠償される品目の確認をいたしました。そこで、一部、得られた回答を皆さまへお知らせしたものです。

浪江町としては、今後も町民の皆様の損害賠償手続きの手助けになるよう様々な対策を講じていくことといたしますので、よろしく願いいたします。